

第14回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年7月29日（金）
9時28分から11時21分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 15名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・5名 杉本昭二委員 谷元英昭委員 山本博己委員
山元陸愛委員 向高丈博委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:28	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第14回日南市農業委員会総会を開会いたします。5番杉本昭二委員、15番谷元英昭委員、17番山本博己委員、18番山元陸愛委員、飢肥・酒谷地区推進委員の向高丈博委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は15名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番田中正彦委員、8番木佐貫睦子委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、

	事務局	地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思いをします。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました6件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件で、受付番号1番から3番、5番、6番は経営規模拡大のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号4番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は植林のため、受付番号2番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました16件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が14件で、受付番号1番から6番、10番から14番は植林のため、受付番号7番は集団住宅用地のため、受付番号9番は自動車展示場用地のため、受付番号16番は駐車場・資材置場用地のためとなっております。使用賃借権設定が1件で、受付番号8番は店舗用地のためとなっております。また、賃借権設定が1件で受付番号15番は、モノレール置場用地のための一時転用となっております。

10:10	事務局	次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、12件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が4件、更新の利用権設定が1件、所有権移転が4件、中間管理権設定が3件となっております。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について6件の審議をお願いします。受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。7月24日、譲受人の息子さん立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷5区下永野地区です。譲受人の依頼で今回の申請となりました。譲受人は金柑を栽培しており、譲受人の孫が就農することになり経営規模拡大となったようです。ご審議よろしく願います。以上

	金 丸	です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。はじめに、受付番号 2 番について説明します。7 月 22 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。国道 222 号線沿いの楠原交差点より広域農道を吉野方方面へ約 400m 進み、川辺ヶ野地区方面へ 200m の畑地帯の一画です。譲受人の土地に隣接しており、野菜等が栽培されていました。譲渡人は経営規模縮小で問題ないと思います。
		続きまして、受付番号 3 番について説明します。申請地は、飢肥地区吉野方で、県道 432 号線を今町から吉野方方面へ進み、広域農道との交差点手前約 300m の右側の住宅地脇の農地の一画です。譲受人の土地に隣接する三角形の小さな土地です。譲渡人は離農されており問題ないと思います。双方に電話で確認しております。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 4 番について説明します。7 月 22 日、借受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区東弁分で、東九州自動車道東郷インターチェンジから県道 434 号線風田星倉線を約 200m 進み、日高橋を過ぎて約 30m の所にある県道沿いの畑です。貸付人は、高齢により経営規模縮小です。貸付人には 7 月 24 日電話確認しました。借受人は息子さんと中晩柑を中心に果樹経営しています。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 5 番について説明します。7 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、鵜戸地区富士で、国道 220 号線を宮崎方面へ進み、富士交差点を右折し約 200m の右側の農地です。現在

10 : 19	川 添	は数種類の果樹が植栽されています。譲受人は経営規模拡大したいということで、所有している重機で整地するとのこと。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4 番作本です。受付番号 6 番について説明します。7 月 24 日、譲渡人の息子さん立ち会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区毛吉田で、県道 3 号線の上毛吉田と上塚田の間から北側に約 1km 登った所です。譲渡人は、高齢のため処分したいということで今回の申請となりました。譲受人は、杉の穂木を栽培するそうです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。申請人に電話確認し、7 月 22 日、現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、広域農道を北郷へ向かうとトンネルがありますが、そのトンネルの手前から瀬田尾地区に向かい約 700m 行くと瀬田尾公民館あり、その東側の急傾斜地になります。周囲は山林化しており、日当たりが悪く鳥獣被害もあり 28 年前に植林したそうです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。

10 : 22	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 2 番について説明します。山本委員の案件ですが、欠席ですので代わって説明します。7 月 22 日、申請人に電話確認し現地調査しました。申請地は、中平野二丁目で、国道 222 号線沿い中平野交差点から J R 日南線を超え、約 200m の影平住宅の近隣です。周囲はほぼ住宅です。申請人は、住宅を建てたいとのことで、生活排水は日南市公共下水道に接続し、雨水は市道側の側溝に流す計画です。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 16 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番、2 番につきまして、譲受人が同一で申請地が隣接していますので一括して説明します。7 月 25 日、譲受人の父親立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区板敷で、飢肥駅から北へ 2km の山の中腹の道路沿いにあります。周囲は山林及び竹林となっています。申請地は 3 筆あります。現況は、2 筆はどんぐりの木が植林され、1 筆は造成され 1 年生の杉が 400 本ほど植林されています。始末書も添付されています。譲渡人には、電話で確認しました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 3 番について説明します。7 月 26 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 3 区で、国道 222 号線沿いにある素材生産業者事務所から南西に約 1km

金 丸	の所にあります。譲渡人から依頼があり所有権移転の際、地目変更がされていないことが判明し今回の申請となったようです。譲受人は林業を営んでおり今後は、植林し適正管理していくとのことです。周囲に影響を与える農地はなく、始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号4番から6番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。まず、受付番号4番について説明します。この案件は、議案第2号農地法第4条の受付番号1番に隣接しています。申請地は飢肥地区吉野方で、広域農道を北郷へ向かうとトンネルがありますが、そのトンネルの手前から瀬田尾地区に向かい約700m行くと瀬田尾公民館あり、その東側の急傾斜地になります。譲受人は、自分の土地に隣接しているので、買い取り山林として適正管理していくとのことです。譲渡人は相続財産で、父親が23年前に周囲が山林化し日当たりが悪くなり鳥獣被害が酷くなった為、杉を植林し管理してきましたが、高齢により管理が難しくなったので売ることにしたとのことです。始末書も添付されており問題ないと思います。 続きまして、受付番号5番について説明します。7月22日、現地を確認しています。申請地は飢肥地区吉野方倉掛で、広域農道と県道の交わる永吉交差点より県道を西へ約300m進み山本橋手前より右へ2km入った倉掛地区の市道の西側で、譲渡人の家の前になります。譲渡人は高齢による離農です。譲受人は、素材生産業者で申請地に植林し適正管理していくとのことです。譲渡人、譲受人双方に電話で確認しました。問題ないと思います。 続きまして、受付番号6番について説明します。申請地は飢肥地区吉野方で、広域農道と県道の交わる永吉交差点より広域農道を北郷方面へ登っていくと登りきったところの左に廃棄物処理場があります。廃棄物処理場内を通過して西の急斜面を100m下った所になります。譲渡人は約50年前の父親の時代に杉を植林したとのことです。今回農地としての管理は困難なため、土地込みで売ることにしたそうです。譲受人は、素材生産業者で伐採後は、再度杉を植林し適正管理するとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 7 番から 9 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 7 番と 8 番は山本委員の案件ですが、欠席ですので代わって説明します。まず、受付番号 7 番について説明します。7 月 22 日に現地調査し、譲渡人、譲受人に電話確認しています。譲渡人は譲受人の要望により手放すとのことです。申請地は、吾田東二丁目で、私立高校体育館の東側になります。譲受人は、共同住宅を 2 棟建築し一般に貸出しする計画だそうです。隣接地境界にはブロック塀を設置し、付近への土砂などの流出を防ぎます。雨水は道路側溝に流出し、汚水、雑排水は日南市公共下水道に流入する計画です。周辺に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 続いて、受付番号 8 番について説明します。7 月 22 日に現地確認し、借受人に電話確認しました。申請地は、戸高一丁目で、宮崎県日南総合庁舎の正面玄関の道路を挟んだ真向いです。借受者は申請地に販売店舗を建築する計画です。生活排水は日南市公共下水道に接続し、雨水は道路の側溝へ流出する計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。 続いて、受付番号 9 番について説明します。7 月 22 日に譲渡人、譲受人に確認しました。申請地は、吾田地区星倉で、市道楠原平野線沿いの日南市給食センターの手前です。10 数年前から耕作放棄地となっており当部会でも農地パトロールで指導していた場所の一面です。譲受人は、自動車の展示場として使用したいとのことです。取得後は、周囲の耕作放棄された農地についても地権者に相談し草刈り等の保全管理をしていきたいとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番から 12 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 10 番から 12 番について説明します。3 件とも譲受人が同じで筆が隣接していますので一括して説明します。申請地は、東郷地区松永湯之迫で、県道 27 号線から山間部へ 1.5 km 入った所です。7 月 26 日に譲受人立ち会いのもと現地調査しております。申請地の

平 方	地目は畑と田になっていますが現況は山林です。譲渡人には電話にて現地調査の趣旨等を説明しました。10 番、11 番の譲渡人は離農、12 番の譲渡人は大規模農家で、水田、施設野菜、たばこ等を栽培しており申請地まで管理できないとのこと。3 件とも、すでに杉が植林されており今回所有権移転の際、地目が畑であることが判明し転用申請となりました。なお、土地改良区の区域外でするので問題ないと思います。始末書も添付されています。周囲に影響を与える農地はありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず、受付番号 13 番について説明します。7 月 25 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、同日譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、鵜戸地区大浦で、国道 222 号線沿いの大浦地区から約 100 m 手前の左側です。譲受人は現在木材業を営んでおり、現在伐採中の土地に隣接する土地でもあり、譲渡人は高齢で、売却の依頼があり売買となりましたが、地目が畑であることが判明し今回の申請に至ったとのこと。伐採後は植林をし、適正管理していくとのこと。始末書も添付されています。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 続いて、受付番号 14 番について説明します。7 月 23 日譲受人に電話確認し、7 月 24 日現地確認しました。申請地は、鵜戸地区伊比井で、国道 222 号線沿いの鶯巣集落外れを左折し、約 1 km 先の右側の林道脇です。以前は、みかんを栽培していましたが、周りの山林化により現在は杉が植林されています。譲渡人と譲受人は親族関係で今回譲渡するにあたり調べたところ、地目が畑であることが判明し今回の申請に至ったとのこと。始末書も添付されています。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 15 番については、私から報告いたします。
谷 口 (久)	受付番号 15 番について説明します。申請地は、南郷町中村で、大堂津から目井津に向けて国道 220 号線を約 200m 進むと河川に架

	谷 口 (久) 議 長 倉 元 議 長 金 丸 全委員 金 丸	かるＪＲの鉄橋があります。このＪＲの敷地と国道 220 号線と宅地に挟まれた傾斜地の畑です。この裏山にＮＨＫのテレビ中継局があり、送信機更新のため、工事に係る資材運搬用のモノレール設置のための一時転用です。7 月 26 日、27 日に貸付者、借受者双方に電話確認し、代理人立会いのもと現地調査しました。中継局に行くには道路がなく、裏山の原野、法定外道路、当申請地を通してモノレールを設置するとのこと。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。 はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 16 番について説明します。7 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。申請地は、南郷町榎原地区上講で、国道 220 号線沿いの日南警察署榎原駐在所に隣接する畑です。また、譲受人の住宅と隣接しています。譲渡人は、高齢で買い手を探していたところ、今回譲受人との売買となりました。譲受人は、木材住宅の建築業者で、作業場は、住宅から 1 km 離れたところにあり敷地が狭く、申請地を取得し木材の乾燥場及び車両、重機の駐車場として利用したいとのこと。周りは宅地で境界はブロックで仕切られており、土砂等の流出はありません。雨水は、自然浸透処理します。申請地には長い間使用していないビニールハウスが建っていますが譲受人が取り壊し処分するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。 はい、議長。 はい、金丸委員。 はい、6 番金丸です。先ほど説明しました内容について訂正いたします。受付番号 3 番の案件です。申請地は既に伐採された後の申請ですので、始末書は添付されていませんでした。
--	--	--

10 : 41	議 長	その他質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 12 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。7 月 22 日、貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は、飢肥地区吉野方で、永吉交差点から県道を西へ進み、山本橋手前から右方向へ約 1.8 km 入り、倉掛地区の橋の手前の左側のピーマン畑の周辺になります。このピーマン畑は以前より借受者が利用権を設定し借りていますが、今回周辺もすべて借りることになりました。貸付者は、高齢で離農しており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番についてですが、作本委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 (作本委員 退席)
	議 長	それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 2 番について説明します。7 月 25 日、貸付者に直接確認し、借受者立会いのもと現地確認をしました。申請地は細田地区毛吉田で、下塚田公民館横の県道を吾田方面に約 700m 進み右手の農道に入り約 50m の所に 1 か所、約 100m の所に 1 か所と 2 ヶ所に分かれた農地です。現地は綺麗に管理されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、第4号議案、受付番号2番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、第4号議案、受付番号2番は同意することに決定しました。ここで、作本委員の退席を解きます。 (作本委員 着席)
議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
河 野	はい、3番河野です。本日、谷元委員が欠席ですので代わって説明します。受付番号3番、4番について、借受人が同一で申請地が近隣の為、一括して説明します。7月27日、現地確認しました。借受人は、生産牛、稲作を営んでおり、認定農業者です。貸付者は離農者です。申請地は北郷町郷之原地区で、県道猪八重線を山間部へ進んだ猪八重集落の中間地点の猪八重川に隣接する農地です。適正に管理されており問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号5番について説明します。7月25日現地調査しました。申請地は、南郷北方線を北方方面へ進み、潟上小学校から西に1kmの山の中腹のみかん畑になります。現在、借受者が日南1号を栽培しています。貸付者については離農しています。適正にされており問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号、受付番号2番を除く農用地利用集積計画、利

10 : 47	議 長	用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、受付番号 2 番を除く農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 6 番について説明します。7 月 24 日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区で、国道 222 号線を飢肥から都城方面へ進み、水ノ手橋を渡りその周辺に広がる農地の一画です。譲渡者からの依頼で今回の申請になったようです。譲受者は、ピーマン、水稻を栽培する認定農業者で数年前から申請地を管理していたそうです。現在も適正に管理されており、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 7 番について説明します。7 月 28 日、譲渡者に電話確認し、譲受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区毛吉田で、J A はまゆう細田支所の東側に広がる農地の一画です。譲受者は、今回の申請地の隣接地で施設ピーマン、水稻を栽培している認定農業者です。数年前から譲渡者から借りて加工用米を作付けしており、今回譲渡者の要望により売買が成立したとのことです。譲渡者は既に離農されており問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 8 番について説明します。7 月 27 日、現地確認しました。申請地は、北郷町郷之原地区で、県道日南高岡線沿いのスーパー近くの踏切手前を右折し、農道から 50m 入った農道左右の農地です。譲受者は、今回の申請地でピーマンを栽培している認定農業者です。譲渡者は、以前申請地で営農していましたが、現在は宮崎市にて営農しています。現在まで双方での利用権設定でしたが、今回合意により売買が成立しました。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。

10:53	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 9 番について説明します。7 月 25 日、譲受者立会いのもと現地確認しました。譲渡者については電話で確認しております。申請地は、北郷町北河内地区で、宿野集落の牧野バス停前の県道日南高岡線から分岐している市道を山間部に約 2.5 km 入った所にある廃園となったみかん園です。譲受者は現在、約 20 町の水稲栽培と和牛 66 頭を肥育していますが、これを 80 頭まで増やす計画で、申請地に飼料作物を作付けしたいとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 10 番、11 番については、私が報告します。
	谷 口 (久)	受付番号 10 番、11 番について一括して説明します。申請地は、南郷町谷之口地区で、国道 220 号線沿いに広がる農地の一画です。谷之口農地中間管理区域内で、地域集積協力金の交付対象水田です。受付番号 10 番は、令和 4 年 1 月に農業委員会総会で 3 条申請し許可となった農地で、本人取得地を中間管理権設定するものです。受付番号 11 番は、作付者が変更になったことによる中間管理権設定です。宮崎県農業振興公社との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 12

10 : 57	加 藤	番について説明します。7月27日に現地調査しました。申請地は、南郷町脇本地区で、南郷駅から約2kmの県道横の水田です。貸付者は離農しています。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11 : 21		終 了

第14回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久美子 

署名委員 田中正彦 

木佐貫 睦子 